

回 答 書

四国中央市公共施設等への再生可能エネルギー導入可能性調査業務
提案参加予定事業者 各位

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市公共施設等への再生可能エネルギー導入可能性調査業務に係る企画提案について、照会のありました質問事項に対する回答は、次のとおりです。

質問番号	質問箇所	質問内容	回答
1	仕様書の2頁 題名(第2章 第1節)について	企画提案書作成にあたり、事前に調査対象施設(60施設)の事業所リストを開示頂く事は可能でしょうか。	事前開示はありませんが、優先交渉権者に開示します。
2	仕様書の2頁 題名(第2章 第1節)について	調査対象施設(60施設)に対して施設概要や図面などの資料は市からご提供頂けるのでしょうか。もしくは現地調査時に各施設に赴いた際に図面などの情報を収集する認識でしょうか。	可能な限り提供します。
3	仕様書の2頁 題名(第2章 第1節)について	施設の電力使用量に関して、30分値データをご提供頂く事は可能でしょうか。	提供しません。
4	仕様書の3頁 題名(第2章 第5節)について	太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー設備に関して、「工業用水・農業用水」に関する調査・分析が必須とありますが、事前に対象候補地のリストをご提供頂くことは可能でしょうか。	提供しません。
5	仕様書の3頁 題名(第2章 第5節)について	対象箇所の年間の流量データ、平面図、断面図等のデータはご提供頂く事が可能でしょうか。	可能な限り提供します。
6	仕様書の2頁 題名(第2章 第1節)について	調査対象施設(60施設)について…調査を行い…と書かれていますが、60施設の一覧表をご提示いただけないでしょうか？	優先交渉権者に提示します。
7	仕様書の3頁 題名(第2章 第5節)について	※工業用水及び農業用水に関する調査・分析は、必須とする。と書かれていますが、具体的な施設はあるのでしょうか？	優先交渉権者に提示します。

8	仕様書の 3 頁 題名(第2章 第5節)について	この第 5 節では、第 3 節で優先導入施設として 20 施設に対して調査を行うと理解してよいのでしょうか?それとも市内全域における太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー設備に関する調査・分析を行うと理解してよいのでしょうか?ご教示願います。	仕様書のとおりです。
9	企画提案実施要領の 1 頁 題名(5 参加資格要件)について	本業務につきまして、一部の業務を再委託させていただくことは可能でしょうか。	四国中央市業務委託契約約款(公共工事に係るもの以外の業務)のとおりです。
10	仕様書の 3 頁 題名(第2章 第2節)について	第2節 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討調査対象施設(60 施設)につきまして、対象施設のリスト(建物名称と住所)は共有いただけますでしょうか。	優先交渉権者に共有します。
11	仕様書の 3 頁 題名(第2章 第5節)について	工業用水及び農業用水それぞれについて、幹線水路の流量の資料と、落差高がある場合はおまな位置と落差を示す資料はございますか。また、受託した際にその資料を共有いただくことは可能でしょうか。	可能な限り共有します。
12	仕様書の 3 頁 題名(第2章 第5節)について	「工業用水及び農業用水に関する調査・分析は、必須項目とする。」と記載があるが、何を意図としているのか?	仕様書に記載のとおりです。
13	企画提案実施要領の 4 頁 題名(13 企画提案書の記載内容及び作成方法)について	企画提案書について 10 頁以内、両面可とあるが両面の場合 5 枚 10 頁とするべきか?10 枚 20 頁は可能か?	企画提案実施要領に記載のとおりです。
14	公告の 1 頁 題名(2 参加資格)について	JV での参加は可能か?可能な場合、構成事業者も参加要件を満たす必要があるか?参加提出書類はあるか?	認めません。
15	企画提案実施要領の 4 頁 題名(13 企画提案書の記載内容及び作成方法)について	フォント及び文字サイズに指定はあるか?	指定はありません。
16	企画提案実施要領の 1 頁 題名(5 参加資格要件)について	JV(共同企業体)での公募参加は可能でしょうか。また JV での参加が可能の場合、構成企業についても入札参加資格が必要でしょうか。	認めません。
17	企画提案実施要領の 4 頁 題名(13 企画提案書の記載内容及び作成方法)について	提案書のフォントについて、種類・サイズの指定はあるでしょうか。	フォントの指定はありませんが、その他は、企画提案実施要領をご確認ください。
18	仕様書の 2 頁 題名(第2章 第1節)について	調査対象施設に特別高圧受電に該当するものはあるでしょうか。	優先交渉権者に提示します。

19	仕様書の2頁 題名(第2章第1節)について	調査対象施設のリストをいただくことは可能でしょうか。	優先交渉権者に提示します。
20	仕様書の2頁 題名(第2章第1節)について	業務の一部を委託することは可能でしょうか。	四国中央市業務委託契約約款(公共工事に係るもの以外の業務)のとおりです。
21	仕様書の3頁 題名(第2章第5節)について	「工業用水及び農業用水に関する調査・分析」はどのようなものを想定されていますでしょうか。	優先交渉権者に提示します。
22	様式6の配置予定者調書について	本業務に配置する管理技術者、照査技術者及び主担当技術者を記載することとしていますが、実際の業務実施にあたってはこの3名に加えて他の者も参加することは可能ですか。	可能です。ただし、3名以外の配置予定者調書の提出は不要です。
23	企画提案実施要領の4頁 題名(13 企画提案書の記載内容及び作成方法)について	企画提案書について、「ページ数は表紙、目次を含めて10ページ以内」とありますが、ここでの「表紙」とは(様式7)企画提案書表紙のことを指し、これを含めて10ページ以内という意味ですか。また、目次の作成は必須ですか。	様式7のことは指しません。目次の作成は必須ではありません。
24	仕様書の3頁 題名(第2章第6節)について	「再生可能エネルギー導入ロードマップ」について、現時点で想定されている仕様があればご教示ください。また、ロードマップは貴市内部で活用予定ですか、あるいは外部公開の予定はありますか。	仕様はありません。また、両方で使用予定です。

※回答票の様式は、各者からの質問内容・質問総数に応じて予告なく変更する場合があります。